

2 医療サービスの質の向上

(1) 現状と課題

① 各医療機関におけるカルテ開示等への取組みの促進

医療従事者はカルテ等の診療情報を、患者等が理解しやすいように提供できるよう努める必要がある。

医療機関は、患者等により診療記録の開示が求められた場合には、原則これに応じることとなっており、各医療機関において診療情報の提供に関する自主的な取組みが進められている。

医療従事者は、カルテ等の診療情報を患者等が理解を得やすいように提供できるよう努めるとともに、診療情報の提供に際しては、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行う必要がある。

② インフォームド・コンセント等の普及・定着の促進

患者が自分の疾病を理解し、望ましい医療を自ら選択できるなど納得した医療を受けられるようにするため、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの普及・定着を図っていくことが必要である。

医療は、医療の担い手と患者との相互理解と信頼関係に基づくべきものであり、患者の診療情報を提供することにより、患者が自分の疾病の状況を理解し、望ましい医療を自ら選択できるなど、患者が納得した医療を受けられるようにすることが望ましいことから、インフォームド・コンセントの普及・定着を図っていくことが必要である。

また、患者が受ける診療について、患者自身が納得して治療内容等を選択するために、主治医以外の専門医等の意見を聞くセカンドオピニオン制度の普及を図ることが望ましい。平成29年10月1日現在、セカンドオピニオン外来を設置している病院は33病院である。（平成28年度石川県医療機能情報提供制度による報告）

③ 人生の最終段階における医療に対する正しい理解の普及啓発

人工的な水分・栄養補給法等の医療の高度化に伴い、人生の最終段階における医療のあり方が問われている中、患者に対して適切な対応ができるよう、医療・介護従事者及び家族への人生の最終段階における医療に関する正しい理解の普及啓発を図る必要がある。

人生の最終段階を迎えた患者に対する胃ろうなどの人工的な水分・栄養補給法等

の継続は、医療・介護従事者及び家族にとって、死生観や人間の尊厳に関わる重要な問題であり、医療・介護従事者や家族に対し、人生の最終段階における医療に関する正しい理解の促進が必要である。

厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」のほか、社団法人日本老年医学会等の関係学会からもガイドラインが公表され、医療・介護側と本人・家族との話し合いを通して、皆が共に納得できる合意形成のプロセスについて、指針が示されている。

④ 第三者機関による病院機能評価の活用推進

- 医療ニーズの高度化、多様化に対応し、患者に質の高い医療サービスを提供するため、第三者による評価・認証制度が設けられている。
- 病院は第三者による評価・認証制度を効果的に活用することで、医療サービスの質の向上を図る必要がある。

医療ニーズが高度化、多様化する中で、患者のニーズを踏まえつつ、質の高い医療を効率的に提供するため、第三者による評価制度や認証制度が設けられている。

県内において公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を受けている病院が28病院ある（平成29年12月1日現在）ほか、国際標準化機構（ISO）のISO9001認証取得病院が1病院（平成29年12月11日現在）ある。

今後とも、病院機能評価をはじめとした第三者による評価・認証制度を効果的に活用することにより、医療サービスの質の向上を図ることが望まれる。

（2） 対策

- 医師会等と連携しながら、カルテ開示等への取組みを促進する。
- インフォームド・コンセント等についての普及啓発を図る。
- 人生の最終段階における医療に対する正しい理解の普及啓発を図る。
- 第三者機関による評価・認証制度を活用し、医療サービスの質の向上を図る。

① 各医療機関におけるカルテ開示等への取組みの促進

診療内容について患者の理解がより深まるよう、県医師会等と連携しながら、各医療機関におけるカルテ開示等、診療情報の提供の促進に努める。

② インフォームド・コンセント等の普及促進

医療従事者に対して、インフォームド・コンセントの必要性について周知を図るとともに、セカンドオピニオンの実施により、患者が納得して治療内容等を選択できるよう、関係団体等と連携しながら医療機関の取組を促進する。

③ 人生の最終段階における医療に対する正しい理解の普及啓発

人生の最終段階における医療のあり方について、県医師会等と連携しながら、医

療・介護従事者や患者・家族の医学・倫理的知識の習得及び意思決定プロセスに関する正しい理解の普及啓発に努める。

④ 第三者機関による評価・認証制度を活用した医療サービス等の向上

医療機関に対して、第三者機関による評価制度や認証制度を紹介し、その効果的な活用を働きかけるなど、医療サービスの質の向上に向けた取組を促進する。